

「募集」「催し」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

「刃物研ぎ」のご案内

シルバー人材センターで刃物研ぎを行います。

▶日時：9/13(水)、10/11(水)、
11/8(水)、12/13(水)、2/14(水)、
3/13(水) 9:00~16:00

▶会場：大橋町シルバーワークプラザ
(大橋町3211)

▶費用：500円~

問シルバー人材センター

☎23-7765

水道検針票のインボイス制度への対応

9月の検針から、水道料金などのお知らせ(水道検針票)を適格請求書(インボイス)とし、適用税率、消費税額および登録番号を記載します。

適格請求書発行事業者登録番号

▶佐野市水道事業：T 9800020004263

▶佐野市下水道事業：

T 8800020004264

問上下水道局企業経営課

☎22-1696

全国的に空き家の侵入盗事件が発生しています

空き家を狙った侵入盗事件を未然に防ぐために、所有者の方は日頃から空き家の適正な管理を行ってください。

- ・小まめな庭木の剪定、ゴミの清掃、ポスト投函物の回収
- ・現金・貴重品を空き家に保管しない
- ・通行人から見える位置に「防犯カメラ作動中」などのステッカーを設置
- ・小まめな空き家の見回りなど

問建築住宅課 ☎20-3103



わがまち、わが家で、取り組もう



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



貧困とは、欲しいものが買えないということだけではありません。

まず、食べ物や水が手に入らないという貧困をなくすことが大切です。教育や医療を受けること、差別がなく社会参加できることなども目標としています。

世界ではこんな問題が起きている！

- ・世界には、1日1.9ドル未満で生活している貧困状態の人が10人に1人、約7億人以上もいます。
- ・経済成長の遅れや自然災害などで、世界の貧困は南アジアとサハラ以南のアフリカ地域に集中しています。

日本にもある貧困！

貧困は途上国だけでの問題ではなく、日本にもあります。貧困には、衣食住に困る「絶対的貧困」と、所得が国内中央値の半分に満たない「相対低貧困」とがあります。

このうち、日本は「相対的貧困」の比率が他の先進国と比べ高く、6人に1人が貧困、特にひとり親世帯の貧困率は50%を超え、深刻な問題となっています。

目標（ターゲット）の主な内容

- ・「極度の貧困状態」（1日1.25ドル未満で生活する人々）をあらゆる場所でなくす。
- ・貧しい人も、生きていくために必要なサービスを受けられるようにする。

わたしたちにも
できること！



寄付をする

国内はもちろん、貧困に苦しむ国など海外などにも支援する。

周囲のこどもの貧困に真剣に向き合う
食材を子ども食堂に寄付する、子どもの貧困を助ける場所への支援など

問合せ 政策調整課 ☎20-3000



女性に
大人気

『佐野唐沢の里』樹木葬墓地 55 限定区画

ぜひ一度ご覧になって下さい。見学は自由に出来ます。(10:00~16:00)

所在地 佐野市犬伏上町2226 ☎0120-008-952 セレモニー千代田 樹木葬事業部

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。

▶対象:

- ①老齢基礎年金を受給し、次の要件を全て満たしている方
 - ・65歳以上である。
 - ・請求する方の世帯全員の住民税が非課税となっている。
 - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が878,900円以下である（令和5年10月分からの所得基準額）。

- ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が4,721,000円以下の方

▶給付額:

- ①月額5,140円を基準に、保険料納付済期間、免除期間などに応じて算出
- ②障害基礎年金を受給している方
 - 1級:月額6,425円
 - 2級:月額5,140円
- 遺族基礎年金を受給している方
 - 月額5,140円

▶請求手続き: 支給要件を満たし、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、9月ごろから順次、日本年金機構から請求手続きのご案内が送られますので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、返送してください。

※給付金がすでに支給されている方で、引き続き支給要件を満たす場合は、2年目以降の手続きは不要です。

☎ねんきんダイヤル

☎0570-05-4092

コンビニ交付サービスの一時停止

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書、所得課税証明書を、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機で取得できますが、9月13日(水)はシステムメンテナンスのため、終日利用できません。

▶提供再開日時: 9/14(木) 6:30

☎市民課（マイナンバーカード専用）

☎85-7056

市民税課（所得課税証明書）

☎20-3008

住宅・土地統計調査の実施

総務省統計局では、住宅・土地に関する実態や、世帯について調査するために、住宅・土地統計調査を実施します。この調査は抽出調査であり、調査対象となった世帯には、9月下旬に統計調査員が訪問し、調査票を配布しますので、回答へのご協力をお願いします。

☎政策調整課 ☎20-3001

高齢者実態調査の実施

民生委員が、65歳以上の方のみでお住まいのお宅を訪問し、皆さまの現況や緊急時の連絡先をお伺いする調査を実施します。地区で担当する民生委員を知っていただき、ご相談いただければ、高齢者福祉や介護保険サービスにつなげることもできますので、安心してお話しください。

民生委員は「民生委員証明書」を携帯していますので、ご確認いただけます。

▶調査期間: 9/1(金)～10/31(火)

☎いきいき高齢課 ☎20-3021

行政書士による無料相談会

栃木県行政書士会佐野支部が相続・遺言、会社設立、営業許可申請などに関する無料相談会を開催します。

▶日時: 10/5(木) 13:00～16:30

▶会場: 市民活動スペース

※一人30分程度、予約優先

☎市民生活課 ☎20-3014

栄町における雨水管工事

雨水管整備のための工事を行います。施工期間中は車両通行止めを予定しています。詳細な施工時期については、工事看板などで事前にお知らせします。皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶工事期間:

9月下旬～令和6年1月下旬



☎下水道課 ☎23-1120

ご宴会・慶事、ご法要に料理の御相談、御予約承ります。

和食・手打ちそば

みすゞ



▶ご予約・お問い合わせはこちら

Tel. 0283-24-2783

栃木県佐野市犬伏上町 1918-1

営業時間 11:00～15:00 (L.O. 14:30) / 16:30～21:00 (L.O. 20:30)

定休日 毎週水曜(お盆・年末は除く) ※祝日の場合後日休業

WEBはこちら▶



コンタクトレンズ研究所

大野眼科クリニック

佐野市赤坂町948-1

(西産業道路・フレッセイ西)

☎(0283) 23-0381